

判決年月日	平成25年1月31日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）10020号		
○発光装置の発明において、特許請求の範囲の記載における「前記蛍光体の内部量子効率」とは、赤色蛍光体及び緑色蛍光体を含む蛍光体全体の内部量子効率を意味するとして、個別の蛍光体の内部量子効率を意味することを前提に、いわゆる実施可能要件を否定した審決の判断に誤りがあるとされた事例			

（関連条文）特許法36条4項1号

本件は、原告が、発明の名称を「発光装置」とする本件特許に対する無効審判請求について、当該特許を無効とした審決の取消しを求める事案である。

本判決は、次のとおり判示し、本件発明について、本件明細書の発明の詳細な説明の記載が実施可能要件を充足しないとした審決の判断は誤りであるとして、審決を取り消した。

本件発明1の「前記蛍光体」が、「蛍光体を含む蛍光体層と発光素子とを備え」における「蛍光体」を意味することは、文理上明らかである。そうすると、当該「蛍光体」が、「窒化物蛍光体又は酸窒化物蛍光体」（赤色蛍光体）及び「アルカリ土類金属オルト珪酸塩蛍光体」（緑色蛍光体）を含むものであり、これら赤色蛍光体及び緑色蛍光体を含む当該「蛍光体」において、内部量子効率が80%以上のものであると特定されていることは、請求項1の記載から、文言上、明らかであるというべきである。本件構成3における「前記蛍光体の内部量子効率が80%以上である」について、本件構成1の赤色蛍光体及び本件構成2の緑色蛍光体を含む、蛍光体全体としての内部量子効率が80%以上であることを意味するものと解することは、本件明細書の記載と矛盾するものではない。よって、本件構成3における「前記蛍光体の内部量子効率」とは、蛍光体層中にある本件構成1の赤色蛍光体及び本件構成2の緑色蛍光体を含む、蛍光体全体としての内部量子効率を意味するといふべきである。そして、本件明細書の発明の詳細な説明には、本件発明1について、当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に記載されているものといふことができるから、本件発明1について、本件明細書の発明の詳細な説明の記載が実施可能要件を充足しないとした本件審決の判断は誤りである。

本件明細書の発明の詳細な説明に内部量子効率が80%未満の赤色蛍光体が記載されているにすぎなかったとしても、当業者は、蛍光体の製造方法において、製造条件の最適化を行うことにより、赤色蛍光体についても、その内部量子効率が80%以上のものを容易に製造することができるものと解される。よって、仮に、本件構成3について、個々の蛍光体の内部量子効率がそれぞれ80%以上であることが必要であると解するとしても、本件明細書の発明の詳細な説明には、当業者が内部量子効率80%以上の赤色蛍光体を製造することができる程度の記載がされているものといふことができるから、本件発明1について、本件明細書の発明の詳細な説明の記載が実施可能要件を充足しないとした本件審決の判断は誤りである。